

熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻

認証評価結果

熊本大学教職大学院の評価ポイント

・熊本大学教職大学院は、地域の教育課題に対応し、学校改革を牽引する高度な専門性を持つ教員を養成するため、独自の教育体制を構築している。

令和7年4月に、従来の「生徒指導・教育相談」「学校経営」に重点を置く学校教育実践高度化コース、「授業実践開発」に重点を置く教科教育実践高度化コース、「特別支援教育」に重点を置く特別支援教育実践高度化コースの3コースに加え、新たに教育の国際化実践高度化コースを設置している。これは、外国につながるのある児童生徒が急増している状況において、英語等外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められていることに対応したものである。

・教育学部地域教員希望枠(国際枠)の卒業生が、さらに教育の国際化に向けた教員としての力量を形成できる環境を整備し、教育の国際化を含む学校改革を牽引しうる優れた力量を持ち、学校現場において中心的に担う分野について特に優れた資質・能力を有する教員を養成する体制を整えようとする先進的な取り組みとなっている。

・熊本大学教職大学院では、理論と実践の往還・融合を通じた高度な教員養成を実現している。現行の4コースにおいて、開設以来の理念である現職教員学生と学部卒学生、研究者教員と実務家教員の相互刺激と学び合いや共通科目における総合的・統合的な力量形成を重視している。専任教員の25%以上が学校現場での勤務経験を有し、附属学校園からの非常勤講師も配置している。研究者教員及び実務家教員、指導法の担当教員及び教科専門等の担当教員がペア又はグループを組んで授業を担当することで、高度な実践的指導力を育成している。

・熊本県・市教育委員会や連携協力校との密接な連携体制を構築している。理論と実践の往還・融合に基づく教員養成を行うため、熊本県・市教育委員会の協力の下、研究実績があり特色のある教育を実施している学校等を連携協力校として指定し、大学での基礎的・理論的研究に基づき、学校現場において課題発見、分析、検証、評価の教育実践研究を行っている。

・多様な教育課題を内包する地域の小・中学校等において実践研究を行うことで、実践的指導力の育成を図っている。

令和8年3月

一般財団法人教員養成評価機構

I 認証評価結果

熊本大学教職大学院（教育学研究科教職実践開発専攻）は、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定する。

認定の期間は、令和13年3月31日までとする。

II 基準ごとの概評

基準領域1 学生の受入れ

基準1-1

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を実施し、学生募集要項、リーフレット、ウェブサイト等で選抜に関する情報を適切に公開することで、開放性を確保している。また、実務家教員や研究者教員が教育委員会、教育事務所、各学校を訪問し、教職大学院の目的や連携状況、受入れのメリット等を説明することで、現職教員の受験勧奨を行っている。

入学者選抜の公平性・平等性については、一般入試と推薦入試をそれぞれ第1期・第2期で実施し、論述試験と口述試験による学力検査及び書類審査を行っている。特に、論述試験の採点や口述試験の評価にはルーブリックを作成し、評価基準を明確化した上で複数の教員が共有して評価を実施している。口述試験はアドミッション・ポリシーに則した評価指標に基づく採点表を用いて採点され、運営委員会での確認、教授会での審議を経て学長が可否を決定する厳格な手続きを経ている。

入学者数の確保については、熊本県・市教育委員会との申し合わせにより毎年度計6名の現職教員が推薦・派遣される体制を構築している。さらに、教職大学院だよりの発行、学内外での説明会開催、教員採用試験合格者の採用猶予制度の実現など、多角的な取組を展開している。過去5年間の入学定員充足率は平均102%であり、適正な学生数を維持している。

基準領域2 教育の課程と方法

基準2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

「理論と実践の往還を通じて地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となる教員に必要な実践的指導力を育成する」という理念の下、熊本県・市教育委員会の要望を踏まえた教育課程を編成している。令和2年4月に教科教育、特別支援教育、養護教育を含む初等・中等教育の全領域をカバーする3コース制に改組し、さらに令和7年4月には教育の国際化実践高度化コースを追加することで、学部教育と大学院教育との一貫した教育体系を構築している。教育学部地域教員希望枠（国際枠）の卒業生が、さらに教育の国際化に向けた教員としての力量を形成できる環境を整備し、教育の国際化を含む学校改革を牽引しうる優れた力量を持ち、学校現場において中心的に担う分野について特に優れた資質・能力を有する教員を養成する体制を整えようとする先進的な取り組みとなっている。

教育課程は、共通5領域と複合領域からなる「共通科目」「教育実践研究科目」「専門科目」で構成され、2年間のカリキュラム全体を通じて理論と実践の往還・融合が生じるよう配慮している。特に、「研究力」「開発力」に支えられた「授業力」「生徒指導力」「経営力」をバランスよく高めるため、共通科目20単位以上を必修とし、コースを超えて研究者教員と実務家教員、現職教員学生と学部卒業生が相互に刺激し合い学び合う場としている。また、「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」等10単位と「教育研究方法論」「実践課題研究」6単位を必修科目とし、理論と実践の往還・融合の中心に位置付けている。

カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成して各授業科目の位置づけや系統性を明示し、履修モデルを策定することで、学生の体系的な履修を支援している。

基準 2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

各コースにおいて研究者教員と実務家教員が原則としてペア又はグループを組んで授業を担当し、講義形式だけでなく、事例分析、グループワーク、ロールプレイ、集団討議、フィールドワークなど多様な授業方法を取り入れ、科目内で理論と実践の往還・融合が生じるよう工夫している。予習会、振り返りミーティング、期末発表会などを実施し、予習・復習ができる授業計画を立てている。

学校現場の実態に沿った授業として、「生徒指導問題解決方法Ⅰ」では小・中学校に出向き実際の生徒指導事例について PCAGIP 法による事例検討会を実施し、「生徒指導問題解決方法Ⅱ」では連携協力校の生徒指導部会に参加して実践的指導力を養っている。現職教員学生と学部卒学生の合同授業では、双方の特性を活かした個に応じた指導体制を整備している。

学生の学修履歴や実務経験への配慮として、グループワークでは現職教員学生と学部卒学生が同じグループになるよう配慮し、現職教員学生にはリーダー役を担わせている。シラバスにおいても学修目標を現職教員学生と学部卒学生で書き分け、背景が異なる学生同士が一つの課題に対して異なる視点から学ぶことで、質の高い授業を実現している。また、全科目で Moodle を活用し、授業外での自発的学習や教員とのコミュニケーションを可能にしている。

ただし、授業方法・形態について、複数の教員が分担して担当するオムニバス形式の授業が相対的に多い点に、改善の余地が認められる。オムニバス授業において理論と実践を結びつける工夫や、各担当教員間での情報共有・連携を促進する方法の検討、受講する学生の満足度や学習効果の検証等の対応が期待される。

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

理論と実践の往還・融合の中心となる科目として「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」（1年次前期～2年次後期、計10単位）を設定し、「課題発見・分析」「課題分析・解決」「検証・評価」の各段階を経験させている。学部卒学生は週1回の実習や集中実習など多様な形態で計160時間の実習を行い、これらの省察の場として「教育研究方法論」及び「実践課題研究」を設定している。

連携協力校の確保については、学生の研究テーマに基づき、市内の学校事情に精通した実務家教員が学生と連携協力校のニーズとのマッチングを行っている。特色ある教育を実施する学校や県・市の研究指定校、現職教員学生の現任校を連携協力校として指定し、連携協力校1校に対して大学院担当教員1名以上を配置している。

実習指導は、学生1人につき実務家教員と研究者教員の2名以上で対応する体制をとっている。実務家教員は実習担当兼コーディネーターとして連絡・調整を行い、研究者教員はアカデミック・アドバイザーとして研究打ち合わせや訪問指導、進捗評価を行う。実習期間中は週1回を目安に担当教員が巡回指導を行い、学生は実習日誌形式の履修状況報告書を作成して拠点校の確認を受けた上で担当教員に提出している。また、毎年開催する「教育実践フォーラム」において拠点校や教育委員会からの意見を聴取し、実習全体の改善を図っている。

実習を円滑に運営するためには、関係者同士が密に連携することが欠かせない。教職大学院の教員と実習校の校長・担当者が直接顔を合わせて意見交換する場（対面での連携協議会など）を設けることで、教職大学院と実習校との連携が深まるだけでなく、実習校同士での情報共有も進むことが期待される。

基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

単位認定は、熊本大学大学院教育学研究科規則に基づき、授業担当教員による学力試験や出席状況等による判定の上、合格した者に行っている。各科目の成績評価方法はシラバスに明示するとともに、

各科目の初回授業で周知している。各授業はディプロマ・ポリシーが求める4つの学習成果を意識して設計され、専門職大学院として相応しい水準で評価基準が設定されている。成績は秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59～0点)の評語で判定され、秀・優・良・可を合格、不可を不合格としている。

成績評価に関する異議申立てについては、全学的に定められた「成績評価に関する異議申立てのガイドライン」に基づき、学生が教務担当に申立書を提出できる制度を整備している。異議申立てがあった場合は教務委員会等が調査・審議し、その結果を踏まえて学生に回答する仕組みが確立されている。

成績評価の妥当性については、実習科目である「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の評価・認定を教職大学院運営委員会が主体となっており、指導教員がルーブリックに従って算出した評定値を委員会で審議・承認している。また、教務委員会において成績評価の分布の推移や変化等に関する検証を行っている。

修了認定については、教授会が審査委員会を設置し、研究報告書の審査及び最終試験を実施している。所定単位を修得し研究報告書を提出した学生は、公開の教職大学院成果報告会で発表を行い、複数教員による最終審査に合格することが修了の条件となっている。

基準領域3 学習成果

基準3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

学生は体系的な教育課程を履修し、授業で修得した理論に基づき解決策を立案して「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」において学校現場で試行し、その有効性の検証・評価を行っている。2年間の学びの集大成として提出される研究報告書は、熊本大学大学院教育学研究科学位細則に定める評価基準に基づいて審査され、独創性と論理の整合性を持つ教職修士にふさわしい内容であることが確認されており、学習の成果・効果があがっている。

FD活動において各講座単位で成績評価データの確認を行い、学習成果の把握と教員間の共有を実施している。令和4年度から令和6年度までの単位修得率は平均99%、令和6年度の成績評定では秀及び優が全体の94%を占めている。また、令和2年度から令和5年度に入学した学生の学位取得率は95%を超えており、高い水準を保っている。学生は入学時に保有する免許に応じて専修免許状を取得しており、学生の学修が確実になされている。

就職状況については、学部卒学生の修了生の97%が教育現場で活躍している。現職教員学生の修了生については、令和3年度から令和5年度までの修了生18名のうち3名が小・中学校の校長、教頭、主幹教諭に登用され、あるいは県・市教育委員会の指導主事に就任しており、ミドルリーダーの養成を標榜する当該教職大学院の理念を体現している。

基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

修了生の修了後の学習成果を把握するため、2月から3月にかけて修了生の在籍校に出向き、修了生本人及び校長等に対して修了後の活動状況について聞き取り調査を行っている。聴取項目は「教職大学院での学び(実践研究)が学校の教育実践にどのように役立っているか」「地域、学校等の教育活動にどのように役立っているか」である。この聞き取り調査において、現職教員学生の修了生からは、管理職や各校務分掌のリーダー等の様々な視点や組織的対応等を意識して教育実践を進めることができている等、ミドルリーダーとしての自覚を持って当該教職大学院での学びを実践している意見が寄せられている。また、学部卒学生からは、省察の重要性を学校現場において再認識した等の声があり、修了生の現任校の校長等からは、修了生が現場のニーズに応え第一線で活躍しているとの評価を得ている。

中長期的な把握としては、熊本県・市教育委員会や県内小・中学校と連携し、県内の管理職をはじめとする教員が参加する教育実践フォーラムを開催し、修了生が具体的な研究成果や教育実践につい

て報告する等対外的な活動を展開している。また、熊本県・市教育委員会や連携協力校等の教育関係者が参加する「拠点校連絡会議」を設けており、実習で学生を受け入れた拠点校の校長等からは、学生の教育実践研究が連携協力校の学校運営、教育、研究等に大きく貢献しているとの意見が寄せられている。

基準領域4 教育委員会等との連携

基準4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

熊本県・市教育委員会と連携してきた歴史と実績を基盤とし、教職大学院に係る連携協力に関する協定書を取り交わしている。教育学部長、県・市教育長等を委員とする教育学部諮問会議の下に教職大学院専門委員会を設置し審議を行い、平成29年4月の設置、令和2年4月の改組及び令和7年4月の拡充を実現した。また、教育課程連携協議会を設置し、地域の学校教育関係者との連携により、デマンド・サイドの意見・ニーズを把握して教育課程等の改善策を検討・実施している。

入学者確保については、県・市教育委員会との協議により、教員採用試験合格者が大学院進学を希望する場合に名簿登載期間の延長を認める措置が講じられている。また、県・市教育委員会との申し合わせにより、毎年度6名の小・中学校教員が現職教員学生として派遣されている。当該教職大学院の専任教員は県・市教育委員会の委員にそれぞれ1名が就任し、「熊本県教員等の資質向上に関する指標」「熊本市『教員(小・中・高)』の資質向上に関する指標」の策定に参画している。

さらに、現職教員を対象とした情報教育研修会や「ミドルリーダーマネジメント能力育成プログラム」を実施し、広範囲の現職教員を対象とする研修機能の強化に努めている。「熊本市の教育情報化の推進に関する連携協定」に基づくICT教育のモデルカリキュラムの開発等を推進し、この「情報教育研究会活動」はForbes Japanに選出されるなど、高い評価を得ている。

この他、学生が学力向上関係の委員会に委員として参加したり、NITSの研修事業の一環として院生企画型の研修を開催したりする等、文部科学省・教育委員会との連携事業において学生の主体性を発揮させている点は高く評価できる。

これらの実績の積み重ねもあり、現職教員の教職大学院への進学希望者は多い状況にある。しかし、現職教員派遣の定員は年間6名にとどまっている。より多くの現職教員の学びたいという意欲に応えるためにも、教職大学院と教育委員会が協議し、教員不足の状況を踏まえながら、派遣教員数を増やす方向で検討することが期待される。

基準領域5 学生支援と教育研究環境

基準5-1

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

現職教員学生と学部卒学生が在籍しており、両者の学修履歴や実務経験等の違いに応じた履修指導並びに学修支援を行っている。提供している科目は両者とも履修することとなっているが、シラバスの学修目標を現職教員学生と学部卒学生でそれぞれ記載し、評価方法・基準についても違いを設けている。このような異なる学修目標や評価方法・基準に基づいて、履修指導や学修支援を実施している。

令和2年度の改組後、1年次から学生に担当教員を配置し、学生相談・助言体制を充実させ、修学上の相談、進路相談、教員採用試験受験に関する相談等を行っている。教員採用試験対策については、教育学部と合同で対策講座を開講しているほか、学生の希望や特性、能力・適正に応じた論述指導や模擬面接等の個別指導を実務家教員が中心となって実施している。その結果、令和4年3月から令和7年3月までの修了者のうち、現職教員学生を除く学部卒学生の教員採用試験合格率は高い水準を維持している。

修了生に対する学修支援としては、毎年度3月に教育実践フォーラムを実施し、当該年度修了生だけでなく過年度の修了生も発表者として登壇している。また、修了生に対してNITS研修会、情報教育研修会、南九州プラットフォーム等の研修への参加を呼び掛けており、修了生が多く参加している。

さらに、修了生の赴任している学校の校内研修会に当該教職大学院の教員が講師として出向いている。

基準 5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

学生生活全般にわたるあらゆる相談が可能な一次窓口として「学生何でも相談室」を設置し、経験を積んだ相談員が常駐して気軽に相談できる体制を整えている。キャリア支援については、就職支援課が担当し、ヤングハローワークからの派遣相談員及び就職支援課職員によるキャリア相談を実施している。また、学生向けの教員採用試験対策講座を開講し、5月から7月にかけて「教育法規」や「教職教養」の一次対策講座、10月から1月にかけて個人面接や集団面接の二次対策講座を実施している。

ハラスメントについては、全学的に関係規則等が定められ、相談員の設置、相談手順等の必要な措置が講じられている。メンタル・ヘルスに関しても、保健センターにおいて精神科医師、臨床心理士による「こころの健康相談」を実施し、学生相談室ではキャンパスソーシャルワーカーによる「何でも相談」を実施している。さらに、学生の疲労蓄積度調査を実施し、結果に応じて保健センターへの相談を促す取組や、教職員と保健センター・学生相談室との相談会(学生支援検討会)を毎年実施している。全ての教員がオフィスアワーを設定し、学生の相談に応じている。

経済的支援については、入学料・授業料の免除、徴収猶予の制度があり、大学ウェブサイトや学生募集要項等で周知している。また、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の奨学金制度が利用可能である。当該教職大学院独自の取組として、長期履修制度を設けており、授業料の総額を計画した履修年数に割り振って納入できるよう配慮している。

基準 5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

教育学部及びその附属教育施設と一体の教育組織として、同学部と施設・設備等を共有し、教育学部西棟、本館、東棟、グラウンド等の既存施設・設備を活用して教育研究活動を行っている。共通科目の講義科目は大教室で実施し、演習科目は小教室で実施している。小教室にはホワイトボードや黒板、机、椅子等が用意され、グループ討議や模擬授業等のアクティブ・ラーニングが行われ、実践的な指導力を育成できる学習環境として効果的に利用されている。また、学生同士が交流を行い、自主勉強会を開催する場も整備されている。

情報ネットワーク環境については、全ての研究室・講義室等に有線 LAN の端子が配置され、無線 LAN の基地局を設置することで、タブレット・スマートフォン等の携帯端末からインターネット、学内ネットワーク及び学務情報システムや LMS (Moodle) 等へのアクセスが可能となっている。また、希望する学生には授業用タブレット端末の貸出を行い、授業で活用するロイロノートについても ID を付与している。

図書については、教育学部・教育学研究科の各講座図書室・資料室に教育関係図書 5 万冊以上や学術雑誌 1,300 種類以上があり、常時閲覧可能である。加えて、教科書、指導書、実践報告集等を集めた教職大学院資料室を整備し、院生控室には熊本市内の小・中学校の全学年全教科で使用される教科書を整備している。また、同じキャンパス内にある熊本大学附属図書館の所蔵図書 125 万冊以上、雑誌 2 万 1 千種類以上も利用可能である。

高い専門性を持つ教員を育成するためには、充実した学習環境の整備が不可欠である。院生控室の環境改善、図書・雑誌・資料の充実、施設内の情報通信環境の整備などについて、学生の意見を聞きながら検討を進めることが期待される。

基準領域 6 教育研究実施組織

基準 6-1

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教育学部と一体的な管理運営を行い、教育学部教授会及び教育学研究科教授会の下に、管理運営に関する委員会として運営会議、教員人事・業績評価委員会及び予算・施設委員会を置き、教育・研究活動推進等に関する委員会として教育・研究活動推進委員会等を設置している。また、教職大学院における教学に関する委員会として、教職大学院運営委員会を設置し、専攻長、副専攻長2名に各コース長並びに各コースから選出された教員等で構成し、4コース制に対応できる体制を整えている。

教員組織については、専門職大学院設置基準に基づく必要専任教員数13名を大きく上回る専任教員59名、そのうち6名を実務家教員として配置している。いずれのコースにおいても、原則として研究者教員及び実務家教員、指導法の担当教員及び教科専門等の担当教員がペア又はグループを組んで授業を担当する体制を整えている。理論と実践の往還・融合の中心となる「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」等については、教授30名、准教授18名及び講師1名が配置され、原則として実務家教員と研究者教員がペア又はグループを組んで指導に当たっている。

教員の採用及び昇任は、全学の規則及び基準を踏まえた教育学研究科の規則・基準に基づき実施され、実務家教員については県・市教育委員会との人事交流により優秀な教員を確保している。また、教員業績評価要項に基づき、教育、研究、管理運営、連携協働について業績に基づく評価を毎年実施し、評価結果を給与処遇に反映することで、教育・研究活動のインセンティブとしている。授業は研究者教員と実務家教員がペア又はグループを組んで担当し、教員個人の負担を分散している。

学部では、共同教職課程を導入したり、教員間の役割分担を見直したりするなど、業務改善を進めているが、教職大学院の専任教員の業務負担は依然として重い状況にある。教職大学院においても、業務の効率化や教員の負担軽減を進めていく必要がある。また、実習科目の運営において、教育委員会等から派遣されている2名の実務家教員に依存している面が見受けられる。実務家教員の人数をさらに増やし、連絡調整役にとどまらず、より幅広く実務家教員としての役割を果たすことが期待される。

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教職大学院における教育活動に関する研究活動は、学校における実践研究について教育と研究が一体となった組織的な活動として行っている。平成29年度の設置以来、熊本県・市教育委員会、県内小・中学校と連携し、県内の管理職をはじめとする教員が参加する教育実践フォーラムを実施しており、学生や修了生が研究成果や教育実践について報告するとともに、教員養成の在り方について議論を交わしている。また、情報教育研修会を開催し、ICTを活用した授業開発等の研究力・開発力を養成している。さらに、教員が授業経験交流会や教育・研究交流会に参加し、教育研究の成果・経過を発表・協議することで、教員間における研究知見の共有を図っている。

FD活動については、熊本大学FD憲章の理念の下、教育学部と一体となって取り組んでいる。教育・研究活動推進委員会の主導で、授業改善アンケートの集計結果の分析と教授会での周知、シラバスチェックの実施、複数講座を対象とした授業参観及び協議の実施、テーマを決めたFD研修会の開催など、様々な取組を行い個々の教員への啓発を行っている。令和6年度には合理的配慮をテーマに教育・研究活動交流会を開催し、専門分野を超えた交流を促進している。また、令和5年度には教職大学院SD/FD研修会を開催し、教員と事務職員等が連携して「教員養成フラッグシップ大学の取組と教職大学院改革」をテーマに実施し、59名の教職員が参加した。

管理運営については、人社・教育系事務課が事務を担当し、課長を構成員とする運営会議において教員と事務職員が連携しながら教職大学院を運営している。

基準領域7 点検評価と情報公表

基準7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的にやっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

令和3年度から国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則に基づき、自己点検・評価を実施している。評価領域は「教育」「施設管理」「設備(ICT)」「設備(図書)」「学生支援」「入学者受入」「研究」「社会貢献」「国際」の各項目について全学的な評価を実施している。

教職課程評価は令和4年度より「教育」の領域に含まれており、令和6年度の自己点検・評価は適切に実施している旨、自己点検・評価推進責任者に報告を行った。全学の「教育」領域の所掌委員会である教育会議カリキュラム評価委員会における教育総合評価の結果、改善点等なくいずれも基準を満たしていると判定であった。

このように、全学的な自己点検・評価の枠組みの中で、教職課程の自己点検・評価を定期的かつ組織的に実施しており、その結果は全学の委員会において検証され、教育の質保証が図られている。

基準7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

専用のウェブサイト을 設け、教職大学院の目的・特色、入学案内、教員紹介、教育課程の案内を行い、ニューズレターとして教職大学院だよりを発行するなど広報活動を行っている。入学希望者に対しては、リーフレットの配布や入試説明会を実施している。

また、ウェブサイトにおいて、特長をアピールする目的で、「教職大学院の学び～ストレートマスター座談会～」として、実務家教員と研究者教員の協働による学びのサポートや県・市教育委員会から派遣された現職教員学生との「刺激しながら学びを深める」といった学生の生の声を動画で公開している。

これらの直接的な情報発信以外に、当該教職大学院を中心に開始された地域の教育現場に対する支援が、当該教職大学院に対する評価と期待を高めることにつながっている。具体的な取組として、熊本市の教育情報化推進のための産学官連携、南九州プラットフォームを通じた大学院レベルの教員研修の提供、新学習指導要領への対応に関する研修会の開催などがある。

情報公表の取組として、外国人留学生については、正規の学部・大学院の学生に加えて、科目等履修生、特別聴講学生などカテゴリ別で出身国毎の留学生数を公表している。また、学位授与の状況に関しては、修業年限期間に修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数を公表している。このように、教育研究活動等の状況並びに成果を広く社会に発信している。

Ⅲ 評価結果についての説明

熊本大学から令和6年10月22日付け文書にて申請のあった教職大学院(教育学研究科教職実践開発専攻)の認証評価について、その結果をⅠ～Ⅱのとおり報告します。

教員養成評価機構では、「教職大学院等の認証評価に関する規程(平成21年10月20日理事会決定)」に基づき「認証評価実施要項」、「自己評価書作成要領」、「訪問調査実施要領」等により熊本大学が実施した自己評価を前提に書面調査及び訪問調査を行い、評価結果を作成しました。

評価は、機構の評価委員会の下にある評価専門部会の評価員6名が担当しました。評価員は、教職大学院等を有する大学の関係者、有識者で構成されています。評価にあたっては、教職大学院評価基準(平成21年10月20日決定)に基づき実施しました。

書面調査は、令和7年6月末に提出のあった「教職大学院認証評価自己評価書」、「基礎データ：1 現況票、2 専任教員個別表、3 専任教員の教育・研究業績、4 シラバス」及び「添付資料一覧：資料1 熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻(教職大学院)概要ほか全104点、訪問調査時追加資料：資料105 学年別学部卒学生に占める熊本大学卒業生の割合 ほか全11点」をもとに調査・分析しました。

「教職大学院認証評価自己評価書」における「Ⅶ 基準ごとの自己評価」の調査・分析については、「Ⅵ 前回評価の指摘事項の対応状況」及び「Ⅷ 法令要件事項の確認」の記載内容を踏まえています。

各評価員による調査・分析の結果は、主査(熊本大学教職大学院認証評価担当)に集められ、評価

専門部会（評価チーム会議）の検討を経て整理し、令和7年9月30日、熊本大学に対し、訪問調査時における確認事項と追加提出書類・閲覧書類に関する連絡をしました。

訪問調査は、「現地訪問視察」と「ウェブによる面談」に分け、令和7年10月30日に現地訪問視察を、令和7年11月26日にウェブによる面談を熊本大学教職大学院に対して実施しました。

現地訪問視察では、教職大学院関係者（責任者）及び教員との面談（1時間30分）、学生との面談（1時間）、連携協力校の視察・同校校長及び教員等関係者との面談（1校1時間）、学習環境の状況調査（30分）、関連資料の閲覧を実施しました。

ウェブによる面談では、教育委員会等関係者との面談（45分）、連携協力校校長及び教員等関係者との面談（45分）、授業等教育現場視察（1科目1時間）、修了生との面談（45分）、教職大学院関係者及び教員との面談（15分）を実施しました。

書面調査と訪問調査に基づき、各評価員から主査に調査・分析結果の最終報告が集められ、主査及び副査が評価結果を取りまとめた後、評価員全員で確認し、令和7年12月24日開催の評価専門部会において審議し「評価結果原案」としました。

「評価結果原案」は、令和8年1月16日開催の第2回評価委員会に諮り審議し、「評価結果案」としました。「評価結果案」を、熊本大学に示し、意見申立の手続きを経たのち、第3回評価委員会を行い、令和8年3月5日をもって最終的な評価結果を決定いたしました。

評価結果は、表紙の「教職大学院の評価ポイント」、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 基準ごとの概評」で構成されています。

「教職大学院の評価ポイント」は、熊本大学教職大学院（教育学研究科教職実践研究科教職実践開発専攻）の教育課程、教員組織、施設・設備、そのほか教育研究活動について、評価により見出される特色や大きな問題点について記しています。

「Ⅰ 認証評価結果」は、機構の教職大学院評価基準に適合しているか否かを記しています。適合していない場合は、その理由を付しています。

「Ⅱ 基準ごとの概評」は、基準ごとの評価結果、及び基準ごとの評価により見出される特色や問題点について記しています。

Ⅰで認証評価基準に適合しているにもかかわらず、問題点や改善を要する事項が記載された事項は、今後、是正するような措置を講じることを求めるものです。ただし、このことについて、後日、改善報告書等の提出を求めるものではありません。

以上

添付資料一覧

- 資料 1 熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）概要
- 資料 2 大学院教育学研究科（教職大学院）教育の国際化実践高度化コース設置計画の概要
- 資料 3 令和 7 年度熊本大学大学院教育学研究科（教職大学院の課程）学生募集要項【抜粋】
- 資料 4 教職大学院リーフレット
- 資料 5 熊本県教員等の資質向上に関する指標
- 資料 6 熊本市「教員（小・中・高）」の資質向上に関する指標
- 資料 7 令和 5 年度熊本大学大学院教育学研究科入学試験実施要領
- 資料 8 大学院教育学研究科入学試験 口述試験採点表
- 資料 9 熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）運営委員会内規
- 資料 10 入学志願者数・実入学者数・入学定員充足率一覧
- 資料 11 令和 7 年度（2025 年度）熊本大学教職大学院への推薦について（通知）【熊本県教育長】
- 資料 12 令和 7 年度熊本大学大学院教職実践開発専攻（教職大学院）への推薦について（依頼）
【熊本市教育長】
- 資料 13 教職大学院だより 令和 6 年 1 月 1 日発行
- 資料 14 教職大学院説明会チラシ
- 資料 15 熊本大学教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（平成 27 年 12 月 28 日）
【熊本県教育長】
- 資料 16 熊本大学教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（平成 27 年 12 月 3 日）
【熊本市教育長】
- 資料 17 熊本大学大学院教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（令和元年 5 月 1 日）
【熊本県教育長】
- 資料 18 熊本大学大学院教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（令和元年 5 月 1 日）
【熊本市教育長】
- 資料 19 令和 7 年度学生便覧【抜粋】
- 資料 20 令和 7 年度履修案内【抜粋】
- 資料 21 履修スケジュール
- 資料 22 2025 年度教職大学院教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ予定
- 資料 23 教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）カリキュラム・ツリー
- 資料 24 教育学研究科カリキュラム・マップ
- 資料 25 履修基準単位数
- 資料 26 PCAGIP 法について
- 資料 27 令和 6 年度教職大学院生（P1・P2）教育実践研究協力校
- 資料 28 「教育実践研究Ⅰ：課題発見・分析」履修状況報告書（現職教員用）
- 資料 29 令和 6 年度 教育実践研究の教員巡回報告
- 資料 30 令和 7 年度 P 1 教育実践研究希望調査
- 資料 31 オリエンテーション資料
- 資料 32 シラバス作成の留意事項
- 資料 33 直近年度の科目別の成績評価（評語）
- 資料 34 成績評価に係る異議申立てについて
- 資料 35 ルーブリック（教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
- 資料 36 熊本大学大学院教育学研究科学位細則
- 資料 37 研究報告書審査報告書
- 資料 38 単位修得率
- 資料 39 修了率（学位取得率）
- 資料 40 専修免許取得状況
- 資料 41 学部新卒学生の就職状況及び現職教員学生の管理職等への登用状況
- 資料 42 令和 5 年度修了生への聞き取り調査
- 資料 43 令和 5 年度修了生への聞き取り調査
- 資料 44 令和 6 年度教育実践フォーラム

- 資料 45 令和 5 年度熊本大学教職大学院拠点校連絡会議記録
- 資料 46 令和 6 年度熊本大学教職大学院拠点校連絡会議記録
- 資料 47 熊本大学教育学部と熊本県教育委員会との教育連絡協議会要項
- 資料 48 熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力会議
- 資料 49 国立大学法人熊本大学と熊本県教育委員会との教職大学院に係る連携協力に関する協定書
- 資料 50 国立大学法人熊本大学と熊本市教育委員会との教職大学院に係る連携協力に関する協定書
- 資料 51 熊本大学教育学部諮問会議規則
- 資料 52 熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）教育課程連携協議会規則及び記録
- 資料 53 教育課程連携協議会を通じたデマンド・サイドの意見・ニーズの反映
- 資料 54 令和 6 年度熊本県公立学校教員採用の候補者名簿登載及び内定について
- 資料 55 熊本大学教職大学院情報教育研修会
- 資料 56 新型コロナ 遠隔授業の実践例を共有 熊本大がネット研修会（令和 2 年 5 月 24 日熊本日日新聞）
- 資料 57 「ミドルリーダーマネジメント能力育成プログラム」ポスター
- 資料 58 熊本市の教育 ICT 推進に向けた連携協定を締結
- 資料 59 情報教育研究会が ForbesJapan に掲載
- 資料 60 2024 年採用教員採用試験対策面接指導実施計画
- 資料 61 2024 年採用教員採用試験対策記録
- 資料 62 NITS・熊本大学教職大学院コラボ研修
- 資料 63 熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則
- 資料 64 熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則
- 資料 65 熊本大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン
- 資料 66 セクシュアル・ハラスメントの対応手順
- 資料 67 ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントを除く）の対応手順
- 資料 68 熊本大学大学院教育学研究科長期履修細則
- 資料 69 校地校舎等の図面
- 資料 70 院生室及び講義室の写真
- 資料 71 熊本大学附属図書館利用案内
- 資料 72 熊本大学教育学部・教育学研究科予算配当内規
- 資料 73 令和 6 年度教育学部・教育学研究科予算
- 資料 74 令和 7 年度以降の教育学部・教育学研究科の運営体制
- 資料 75 各種委員会内規
- 資料 76 熊本大学大学院教育学研究科教授会規則
- 資料 77 国立大学法人熊本大学教育職員選考規則
- 資料 78 国立大学法人熊本大学教員選考基準
- 資料 79 熊本大学大学院教育学研究科教職職員選考規則
- 資料 80 教育学部及び教育学研究科の教員選考基準
- 資料 81 人事交流に関する覚書【熊本県教育委員会】
- 資料 82 人事交流に関する覚書【熊本市教育委員会】
- 資料 83 国立大学法人熊本大学教員業績評価要項
- 資料 84 国立大学法人熊本大学年俸制適用職員業績評価要項
- 資料 85 新たな教員年俸制に係る業績評価基準（教育学部・教育学研究科）
- 資料 86 新たな教員年俸制に係る業績評価基準（教育学部・教育学研究科）の取り扱いに関する申し合わせ
- 資料 87 令和 6 年度教育実践研究計画（令和 6 年 4 月現在）
- 資料 88 教育実践研究 I、II、III の指導方針
- 資料 89 2024 年度教育研究交流会
- 資料 90 令和 6 年度教育大学協会研究集会「実践研究成果発表」
- 資料 91 令和 6 年度日本教育大学協会研究集会「研究発表」

- 資料 92 熊本大学FD憲章
- 資料 93 令和6・7年度新任・転任教員等教育研修会の開催について(ご案内)
- 資料 94 熊本大学教職大学院情報教育研修会のご案内
- 資料 95 2023年度授業改善のためのアンケート実施報告書
- 資料 96 令和6年度シラバスチェック実施報告書
- 資料 97 令和6年度各部局におけるFD活動報告書等【抜粋】
- 資料 98 令和6年度FD活動年間実施状況報告
- 資料 99 令和5年度教職大学院SD/FD研修会
- 資料 100 熊本大学職員研修実施状況
- 資料 101 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則
- 資料 102 令和6年度教育の内部質保証に係る教育総合評価の結果について
- 資料 103 令和6年度出身地域別・国別外国人留学生数
- 資料 104 令和5年度修業年限期間に修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数

〔追加資料〕

- 資料 105 学年別学部卒学生に占める熊本大学卒業者の割合
- 資料 106 学部新卒学生就職状況における「公立」の自治体名一覧
- 資料 107 授業科目における、単独、オムニバス、共同の比率
- 資料 108 R7 教育実践研究
- 資料 109 R6 教育実践研究事前指導会順等(院生配布用)
- 資料 110 令和6年度生徒指導実習事前説明会日程(7月運営委員会資料1)
- 資料 111 熊本大学大学院教育学研究科規則
- 資料 112 入学料や授業料免除、徴収猶予を受けた院生数
- 資料 113 多面的な授業分析の開発的研究
- 資料 114 中学生の逸脱をめぐるエスノグラフィ
- 資料 115 教育の内部質保証 評価の流れとスケジュール(R7)_1-1